

令和8年度海の京都ガイド育成支援事業について（制度概要）

令和8年4月24日
海の京都DMO

1 趣 旨

海の京都管内における観光地域づくりを推進するため、観光客や地域住民に地域の資源を魅力的に伝えることができ、観光誘客に有効な観光コンテンツとなるプロの観光ガイドの育成及び二次交通のドライバーやアテンダントの観光案内能力向上に資する事業に対し、補助金を交付して支援する。

2 対象団体

- (1) 海の京都管内に所在地を有し、海の京都管内で観光客等に対して有償でガイドを行う又は行おうとするガイド団体及び事業者
- (2) 管内に営業所を持つ交通事業者

3 対象事業

- (1) 以下のいずれかを目的として、対象団体が主体的に実施する研修において、外部の講師を招聘する事業。（講師の招聘はオンラインも対象とする。）
 - ア 所属ガイド又は職員のガイド技能の向上（ガイド活動の有償化に向けた研修の受講等）
 - イ ガイドとして活躍する新規人材の発掘・育成
- (2) 上記（1）以外の事業については、ガイド活動のPR及び有償の商品造成等を図るものであり、海の京都DMOが認めたものを対象とする。

4 申請期間

令和8年4月24日 ～ 令和8年5月29日 ※申請期間を過ぎると応募できません。ご注意ください。

5 事業期間

令和8年6月1日 ～ 令和9年3月23日

6 対象経費

- (1) 専門的知識を有する講師を招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費
- (2) ガイド活動のPR及び商品造成等をするための経費（ただし、既存の案内マップの増刷等、既存事業の延長線上の取組に対する経費及び販売商品に直接要する経費は対象外とする。）

7 補助額等

1団体あたり、100,000円を補助上限額とする。

※他の制度により補助金等が支給される場合は、当該補助金の額を減じた額を補助額とする。

8 予算等

400,000円

※応募多数の場合は海の京都DMO内で協議の上、採択事業を決定します。

- 選定基準：①新規人材の発掘・育成など後進育成に資する事業
②ガイド事業の有償化・高付加価値化に資する事業

9 補助方法

事業終了後、申請者からの実施結果報告書により確定した補助額を、請求に基づき申請者に対して交付する。

10 申請方法等

補助を希望する団体は、申請書（様式1）を団体の所在のある地域本部（観光協会）へ提出。

事業完了後は、速やかに実施結果報告書（様式3）を団体の所在のある地域本部（観光協会）に提出。